



普及だより たむら

No. 206

2012.3

編集・発行

福島県県中農林事務所田村農業普及所

田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5

TEL (0247) 62-3113(代)

FAX (0247) 62-6069

ホームページ

福島県県中農林事務所田村農業普及所



安全と安心を消費者・消費地へ

これまで、県では土壌や農作物等の放射線モニタリングを始めとした放射能対策を行ってきましたが、4月から食品における放射性セシウムの規制値がさらに厳しくなり、これまで以上に、農畜産物の安全性確保が求められてくるものと思われます。

このため、消費者や消費地に対する放射線低減対策に関する情報提供や、安全性を数値で示し、安全・安心をアピールするなどの取組対応が、販路拡大とともに農畜産物や産地の評価を高める上で、大切な取組になってくるものと考えられます。このような状況の中で、今後の農畜産物の生産に当たっては、放射性物質が検出されないことを目指した取組が重要となってきます。



モニタリングのための土壌採取

普及所では、現在示されている除染対策等に加え、今後、試験研究の新たな成果や技術対策についての情報の提供とともに、実施に向けた技術的な支援を関係機関や団体と連携し行ってまいりますので、各農畜産物毎の技術対策を進めていただきたいと思います。

新規就農者紹介

～放射能に負けない!
力強い若い芽がでてきました～

磐越道阿武隈SAの南西、田村市船引町堀越で、この春にハウスを建て、有機栽培で野菜の周年生産を始める大河原海さんを紹介します。

海さんは、昨年の春に大学の農学部を卒業して、30年来有機農業を行っている船引町の実家へ戻りました。折も折、震災に続き原発事故が発生。幸い実家周辺の放射能汚染は低く、農産物の放射能も不検出か極微量でしたが、販売は厳しい状況でした。それでも、「楽天的な性格だから」と海さんは明るく人懐っこい笑顔をみせ、就農の決心を変えずに、父親の伸さんと県農業総合センター有機農業推進室の指導を受け、有機栽培技術を学んできました。



ただ「楽天的」なだけでなく、より確実に低コストで販売できるようにするため、有機農産物専門の卸業者を通して首都圏等へ販売している、二本松市の有機農産物生産者組織に加入しました。昨年の春に設立されたこの団体は、消費者等が安心して買えるように、今年から栽培ロット毎に出荷物の放射能自主検査を行い、さらに産地情報をしっかり伝えながら販売していく予定です。

また、海さんは自宅周辺の遊休地の土づくりにも取り組み、将来は規模拡大して法人化したいという夢をもっています。その芽をぐんぐんと伸ばしていけるよう応援します！



放射能対策関連

○平成23年度のモニタリング検査結果

田村地域では、原発事故後の平成23年3月19日から農産物の「緊急時モニタリング検査」を開始し、約700点の農産物について放射性物質検査を実施しました。

原発事故直後は、ホウレンソウ、ブロッコリー等の野菜類で暫定規制値を超過し、出荷・摂取制限が行われましたが、時間の経過に従って放射性物質濃度は低下し、ほぼ制限が解除され、事故後から約1年間経過した現時点まで、一部の農作物を除きND（検出限界値以下）のものがほとんどを占めるようになりました。

一方、米の放射性物質緊急調査では、管内で放射性セシウム濃度が食品衛生法上の新基準値案100Bq/kgを超過したものがみられ、一部地域で出荷・販売の見合わせをお願いしています。

○農用地の除染

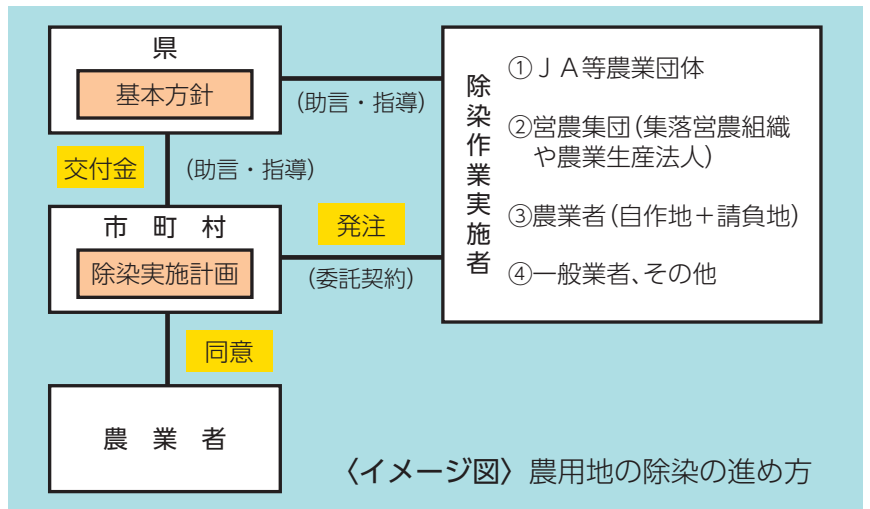
〈目的〉

- ①収穫される農作物から放射性セシウムが検出されないこと。
- ②近隣住民や農業従事者の被ばく軽減を図るため、追加被ばく線量が年間1mSv（空間線量率0.23μSv/h）以下となること。

〈体制〉

具体的には、県の基本方針を参考に、市町村が策定する「除染実施計画」に沿って、農業者の同意を得た

上で、除染作業実施者に委託されます。費用は、交付金によってまかなわれることとなります。農業者は、自分で除染を行う場合、委託契約を結ぶことにより交付金を活用できます。実施に当たっては、独断で実施すると補償の対象外となるおそれがありますので、必ず市役所や町に相談してから行ってください。



○作物別の放射能対策

〈水田・畑地〉

県の「基本方針」では、①表土をはぎ取る工事と②ゼオライト施用と反転耕（または深耕）を組み合わせた工事の2種類が主なものです。

いずれも多額の費用を要する大工事ですが、前者は削り取った土の保管場所が必要となるため、後者が採用されるケースが多くなると予想されます。



田村市で開催された反転耕実演会

○ゼオライト：原発事故で降下した放射性セシウムは多くが土粒子と強く結合していますが、一部は置換態セシウムとなって溶け出しています。ゼオライトは置換態セシウムを吸着して作物に吸収されるのを防ぐはたらきがあります。除染において目安とする施用量は10アールあたり150～200kgです。

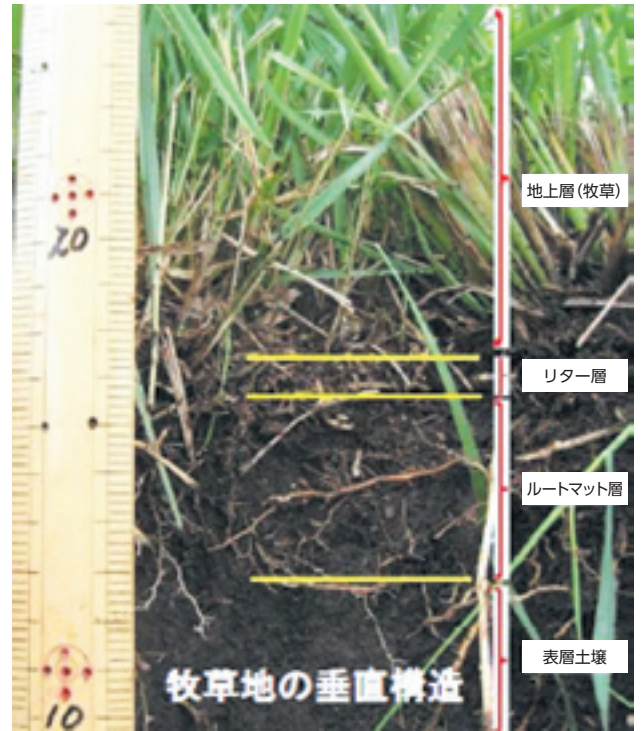
○反転耕：深耕プラウにより厚み30cmの表層を裏返して上下を入れかえる耕耘をいいます。深耕ロータリーまたは駆動ディスクプラウによる耕耘は「深耕」と呼んで区別します。平成23年産玄米に少しでも放射性セシウムが検出された地区では「反転耕」が強く推奨されます。

○放射性セシウムの吸収抑制対策の実施：土壌分析結果に基づくカリ施用や、土壌酸度調整の実施が有効です。

〈畜産〉

○牧草地における放射性セシウムの垂直分布

県畜産研究所が、牧草地の放射性セシウムの垂直分布を調査したところ、リター層（牧草地土壌表面にある枯葉等の残さ物）に多く留まり、ルートマット層（牧草の根が密集している部分）への浸透がそれほど多くなく、ルートマット下部～6cmまでで「9割以上」の放射性セシウムが分布していました。



○牧草地の除染

牧草地でも、汚染土の処分先があれば表土はぎ取りが最も有効ですが、次に有効な方法は反転耕です。ただし、1回行えば、再度反転耕を行うことはしばらく出来ないのので、確実にリター層やルートマット層が30cm地下に埋設されるようにします。

○新たな飼料の基準値の変更について

平成24年2月3日より、牛（全ての牛）の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が100Bq/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）に変更されました。

新しい飼料の暫定許容値（家畜へ与えることができる飼料中の放射性セシウム濃度）

畜種	粗飼料(水分80%当たり)	配合飼料(製品重量当たり)
牛(全ての牛)	100Bq/kg	100Bq/kg
羊・山羊・鹿	放射性セシウムを含まない飼料での飼養管理	

※繁殖和牛や育成牛も、乳用牛や肥育牛と同じになりました。

〈果樹〉

果樹園の除染方法は、①枝などの樹体に付着した放射性物質の除去と②土壌表面に蓄積した放射性物質の除去になります。今回は、樹体対策について紹介します。

○樹皮の洗浄：粗皮が形成されにくい樹種（モモ、ウメ、ギンナンおよびリンゴ等の若木）では、高圧洗浄機を利用して樹皮を洗浄します。三春町のモモ園では、約50%の低減効果が確認されました（普及所調べ）。



高圧洗浄機によるモモの除染作業

○粗皮削り・粗皮剥ぎ：粗皮が形成される樹種（リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ）では、削り器具や高圧洗浄機を利用して実施します。農業総合センターの試験では、ナシ樹で80～90%の低減効果が確認されました。

○せん定：放射性物質が付着した枝を切除することで、樹体に付着した放射性物質の低減効果が期待できます。樹皮の洗浄が困難なブルーベリー等で有効です。

今回紹介した対策について、不明な点がございましたら、普及所までご相談ください。

▶ 新旧指導農業士を紹介します ◀

退任



田村市 新田耕司さん

新田耕司さんは、平成4年度より県の指導農業士として、地域農業の活性化、後継者への指導と幅広く活動されてきました。葉たばこ、水稻、繁殖和牛の経営形態で堅実な経営を実践されてきました。特に水稻栽培においては、いち早く側条施肥技術を取り入れ、労力削減、環境にやさしい農業に取り組まれ、地域に広がっていきました。

三春町 大内 昭喜さん

大内昭喜さんは、平成9年度より県の指導農業士として認定され、地域リーダーとして農業・農村の活性化や後継者の育成に尽力されてきました。集約型農業にいち早く取組まれ、トマト、キュウリ、メロン等の施設野菜とハウレンソウ等の露地栽培を組み合わせ、年間を通じた生産販売を行って来ました。また「農民塾」や「遊休農地解消プロジェクト」等の立ち上げなど、常に地域活性化のために活動されてきました。



退任

長い間地域農業の振興にご尽力いただき、ありがとうございました。

新任



三春町 影山 明夫さん

影山明夫さんは、平成24年度新たに指導農業士として認定されました。葉たばこを経営の柱とし、集落における水稻の収穫、乾燥、調製作業を受託しています。また、葉たばこの栽培から調整まで一連の機械体系は若い後継者の見本となっています。加えて中山間地域直支払集落協定の代表として集落の維持管理のため活動され、今後の活躍が期待されています。

土地利用型品目の推進について

田村地域の基幹品目である「葉たばこ」が、平成24年は原発事故等の影響により150ha規模で廃作となります。既存の園芸品目（ピーマン、トマト、インゲン等）への転換だけでは廃作面積をカバーできないため、土地利用型作物の導入について、関係機関で検討を行って来ました。

その結果、既存のブロックリーの拡大と併せ、新規に夏秋期のネギ、秋期からのタマネギ栽培に取り組むことになりました。中でも、夏秋ネギは、比較的価格が安定していること、機械化体系が可能であること、育苗や出荷調整作業を委託することで省力化が図れることなどから、目標の10haを上回る面積が確保出来ました。作付は4月スタートになりますが、田村地域に定着できるよう関係機関が一体となり支援を行っていきます。

今後、ブロックローテーションによる連作障害回避や、遊休農地の解消につながると期待されます。



夏秋ネギ栽培指導会

平成24年度補助事業紹介

【東日本大震災農業生産対策交付金等事業（国）】 補助率：1/2以内、一部定額

東日本大震災により被害を受けた農業用施設や営農用資機材等の復旧及び消費者の信頼回復や新たな高付加価値化に向けた取り組み、放射性物質の吸収抑制資材等の購入経費への助成等で被災地域の復興を図る事業です。
〔実施主体：市町村、農業団体、営農集団、農業生産法人等〕

【園芸作物緊急転換対策事業（県）】 補助率：6/10以内

葉たばこ産地等において、転換作物の生産に必要なハウスリフォーム、かん水設備、初期生産資材等の整備を支援し、転換作物への円滑な作付推進と新たな園芸産地の確立を図るための事業です。

〔実施主体：市町村、農業団体、営農集団、農業法人等〕